新就学児保護者の皆様へ

座間市教育研究所

© 座間市

支援を必要とする子どもの学びについて

＝就学相談のご案内＝

座間市教育研究所では、お子さん一人一人の自立と社会参加を見据えて、次年度小学校入学予定のお子さんの教育的ニーズに的確な指導を提供できる学びの場について話し合う、就学相談（※①）を行っております。

就学相談は、一人一人の教育的ニーズ（※②）に応じた支援を保障するために、いくつかの選択肢の中から、お子さんにとってどこに在籍することがもっとも力を伸ばすことのできる選択となるのかを相談、協議する機会となります。また、就学相談は在籍する場を決めるだけではなく、支援方針を共有する機会の１つにもなり得ます。安心して学校生活を送るための適切な支援や環境を事前に把握、準備しそれぞれの「個性」や「ペース」に合う教育の場を保護者の方とともに考えていきます。

１．就学相談の概要（※①）

心身の発達に心配や不安があり、特別な支援を必要とするお子さんへの教育的支援や学習環境の整備等、適切な学校生活を送るための学びの場を、保護者と一緒に考えていきます。

ご家庭・在園施設・医療機関・療育機関等の様々な情報から、お子さんの発達状況をふまえ、通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの就学先を保護者と相談を重ねながら『教育支援委員会（※別紙参照）』において判断し決定していきます。

しかし、相談したからといって、必ずしも特別支援学級や特別支援学校に入級・入学するわけではありません。

２．教育的ニーズとは（※②）

文部科学省における「教育的ニーズ」とは、子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障がいの状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されることをいいます。

３．様々な学びの場について（就学先の特色）

○通常の学級（学区の小学校）

学級規模：３５人（小学校）に対し教員１名の集団による一斉指導が中心。

教育課程：小学校学習指導要領で定められた学年での指導内容。

配慮が必要な児童への具体的な支援例。

→　学級内では、座席配慮、ことばかけの工夫、見通しを持たせた授業展開　等。

→　個に応じた通級指導教室（情緒通級指導教室・ことばの教室）の利用。

○通級指導教室

通常の学級に就学した場合、お子さんの状況や必要に応じて、障がいの改善・克服を目的とした次のような通級指導教室を利用することができます。

どちらの指導においても、個別の指導計画に基づきますが、いずれも教科の遅れを補充するための学習指導は行いません。

＊言語通級指導教室（ことばの教室）

・発音に誤りがある。話す時に言葉がつまったり、同じ音を繰り返したりする。言葉の遅れがある。聞き取りづらい音がある。

【設置校２校】　（　　)…設置校の学区

入谷小学校　（入谷小・座間小・栗原小・立野台小・中原小）

相模野小学校（相模野小・相武台東小・ひばりが丘小・東原小・相模が丘小・旭小）

＊情緒通級指導教室

・コミュニケーションのとり方に困っている、場面の切り替えが苦手である、集団に入りにくい、感情のコントロールがうまくいかない

【設置校６校】　（　　）…設置校の学区

座間小学校（座間小・入谷小）　・立野台小学校（立野台小・栗原小・中原小）

旭小学校　（旭小・ひばりが丘小）・相模が丘小学校（相模が丘小・相模野小）

東原小学校（東原小）　・相武台東小学校（相武台東小）

○特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴言語障がい）

学級規模：８人に対して教員１名。

教育課程：通常の学級や特別支援学校の教育課程を参考に、児童の実態に応じた特別な教育課程を編成

指導形態：基本は学級ごとに指導

○特別支援学校　　より支援を必要とするお子さんに対して少人数で個々に合わせた指導

座間市の場合、＊知的障がい→えびな支援学校　＊肢体不自由→座間支援学校

＊視覚障がい・聴覚障がい→相模原中央支援学校

就学相談の申し込みからの流れ

© 座間市

1．保護者より就学相談の申し込み（４月～７月末）

◎電話にて相談日の予約をお願いします。

連絡先：座間市教育研究所　☎０４６－２５２－８４６０（直通）

就学相談担当　山手　温子（やまて　あつこ）・大沢　奈緒美（おおさわ　なおみ）

特別支援学校を検討されている方及び医療的ケア（導尿、経管栄養、喀痰吸引などの医療行為）を希望される方の面談の申し込み締め切りは、５月下旬です。

2. 就学相談(4月～8月末)座間市役所5階　教育研究所へお越しください

（所要時間２０分～４０分）

◎「就学に関する資料」のご記入とともに、お子さんの様子をお聞かせください。

当日、お子さんを連れてきていただく必要はありません。

※当日、ご持参いただくもの

筆記用具・母子手帳・発達検査結果及び療育手帳（お持ちの方）

3. 学校見学・医療機関等への受診・行動観察(6月～9月)

保護者による学校見学

お住いの通学学区の小学校の通常の学級と特別支援学級を見学し、就学先を決める参考にしていただきます。日程調整は担当者で行い、決定後連絡します。（６月又は９月）

医療機関の受診又は発達検査

特別支援学級をご希望される場合、発達検査や医学的意見書等が必要となります。

あらかじめ、相談できる医療機関への受診をおすすめします。

就学相談担当による園への訪問

在園施設にて、お子さんの行動観察を行うとともに、先生からも様子を伺います。

観察日が決まり次第、ご連絡します。（保護者からも園にお伝えください）

言語通級指導教室(ことばの教室のみ)
見学・説明　12月～2月実施

特別支援学校(見学日は各校ホームページ掲載)
来校相談→担当者が一括申し込み

4．保護者の意向確認

※教育支援委員会の審議に向け、お子さんの就学先についてのお考えをお聞きします。

【希望意向締切日】特別支援学校→７月上旬　特別支援学級→１０月末

・通常の学級　希望　→　就学相談終了

※言語通級指導教室をご希望の場合のみ

5-1就学手続き①をご確認ください

・特別支援学校又は、特別支援学級希望

→　５－２就学手続き③をご確認ください

5―1．就学手続き①

言語通級指導教室（ことばの教室）入級希望の場合

設置校見学・面談（新就学（園児・保護者））→ 必要書類の提出（①通級指導教室申込書　②就学に関する資料）→ 教育委員会で検討 → 結果通知送付 → 小学校入学（通級指導教室入級）

※　入学前の手続きは言語の課題が顕著なお子さんのみです。

※　情緒に課題のあるお子さんは入学後学校にご相談ください。

5―2．就学手続き②　特別支援学級入級・特別支援学校入学の場合

必要書類の提出

①入級願（種別記入）

②就学に関する資料

③客観的資料

・医療機関の診断書

・医療機関・専門機関の意見書

・療育手帳の写し　等

→ 市教育支援委員会（保護者・園児出席）

- 特別支援学級 → 結果通知送付（市教育委員会より）→ 小学校入学（特別支援学級入級）
- 特別支援学校 → 特別支援学校入学相談（保護者・園児出席）9月 → 地区就学連絡協議会 11月 → 神奈川県教育支援委員会 12月 → 結果通知送付（県教育委員会より）1月 → 特別支援学校 小学部入学 4月

就学までの年間スケジュール

→ …受付期間

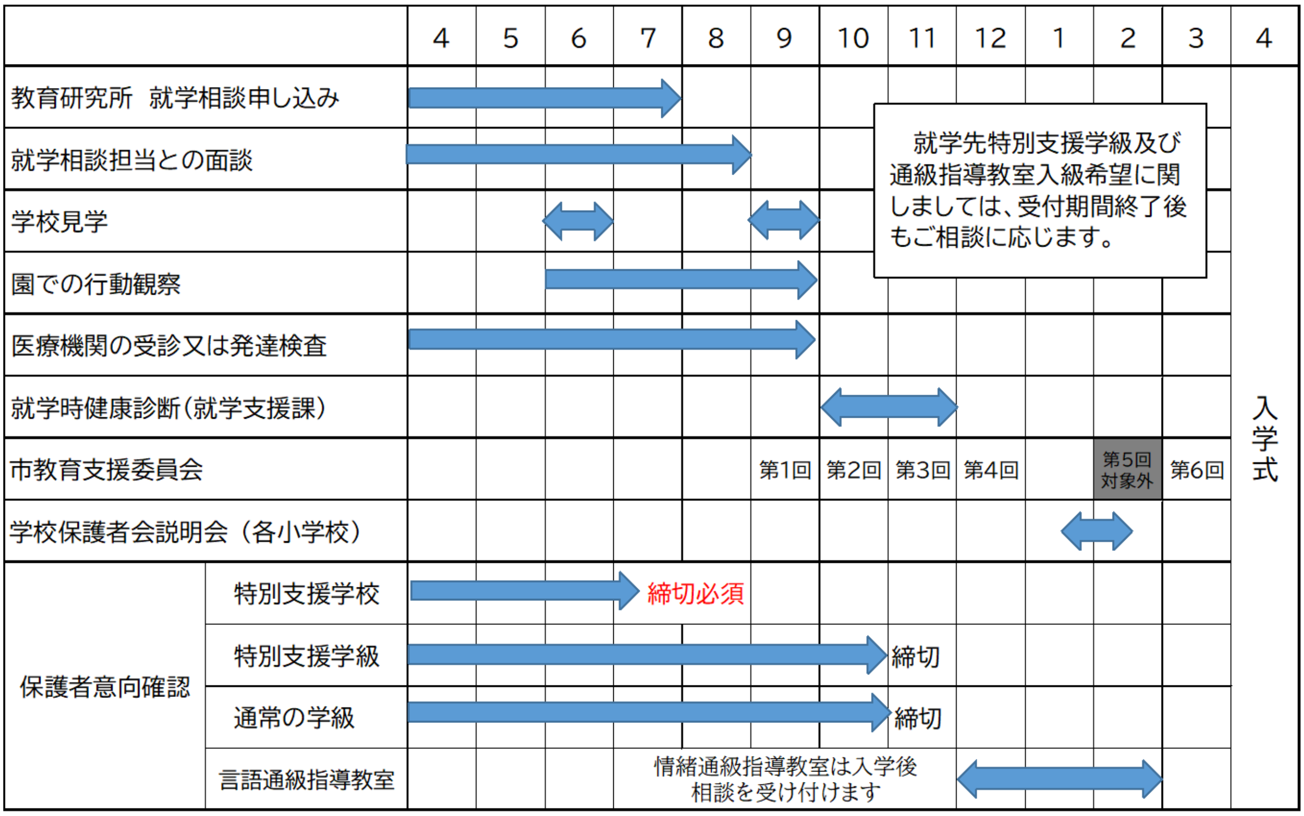

＊第5回教育支援委員会は対象外です

6.　座間市　教育支援委員会日程

回	審議日	開始時刻	新就学対象
第1回	9月　3日（木）	１３：３０	○
第2回	１０月　1日（木）	１３：３０	○
第3回	１１月　5日（木）	１３：３０	○
第4回	１２月　3日（木）	１３：３０	○
第5回	2月　4日（木）	１３：３０	×
第6回	3月　4日（木）	１３：３０	○

※審議時間は一人 10 分程度です。

申し込み・問い合わせ

座間市役所５階　教育研究所
（座間市緑ヶ丘一丁目１番１号）
☎０４６−２５２−８４６０（直通）

就学相談担当　山手（やまて）　温子（あつこ）

就学相談担当　大沢（おおさわ）　奈緒美（なおみ）

座間市

※この資料及び英語版（カラー版）は、座間市ホームページに掲載しています。
ご覧になりたい方は、次の通りにお進みください。
座間市ホームページ　⇒　メニュー　⇒　子育て教育　⇒　教育・青少年　⇒　相談
⇒　就学相談　の順にお進みください。

【参考資料：新１年生保護者説明会資料より一部抜粋】

小学校に入学するまでに出来てほしいこと

話す・聞く

・自分の名前や身近な人の名前、住所、地区名、緊急連絡先（電話番号）兄弟姉妹の有無と年齢（学年）が言える。
・登校班の班長の名前や集合場所と集合時刻が言える。
・何かを聞かれたら「はい」「いいえ」の答えをはっきり言える。
・具合が悪い時や、困っている時には自分から言える。
・人の話を最後まで聞くことができる。

読み書き

自分のなまえをひらがなで読める・書ける（縦・横）

手先

・鉛筆、色鉛筆（クレパス）、消しゴムが使える。
・ひもが結べる。
・雑巾を洗ったり絞ったりできる。

規則正しい生活習慣

早寝・早起き
朝ごはん・朝の排便

人との関わり

・友だちと関わりをもち、仲良く遊ぶことができる。
・「おはよう」「さようなら」「ありがとう」などのあいさつができる。

座間市マスコットキャラクターざまりん

自分のことは自分で

・身の回りの整理整頓ができる。
・自分の持ち物と他の人の持ち物の区別ができる。
・持ち物の出し入れができる。
・服の脱ぎ着ができ、（ボタン・ファスナーを含みます）たたむことができる。
・靴の脱ぎ履きを左右間違えずにでき、靴箱にしまえる。
・ランドセル横のフックに袋を付けたり外したりできる。
・かさ、カッパ等の雨具を広げたりたたんだりできる。

安全・衛生

・正しい通学路で登下校ができる。
・右側歩行と信号を確認しての横断ができる。
・うがい、手洗い、歯磨き、洗顔ができる。
・トイレは、和式・洋式のどちらも使え、自分でお尻を拭いて、水を流せる。

食事

・決められた時間内に食べられる。
・極端な偏食がない。
・牛乳２００ml.を飲める。
・箸を使って食事ができる。

※　上記のことが、全てできなければならないということではありません。